

放課後デイサービス研修(虐待の問題をめぐって) レジユメ 永井

<はなしあってもらうテーマと留意事項>

話 30分 討論 15分+5分(報告)

1. ○障害を持つ人と持たない人の関係についてどんな理解をしているか?(「恩恵的福祉から権利としての福祉へ」?)

○障害を持つ人の人生にとって、福祉サービス(放課後デイサービスなど)がになっている意味をどう理解しているか?

○どんな気持ち、姿勢で、子供たちや家族とむきあっているか?(職業倫理や通常の職業意識とは、別に、自分の気持ちを支えているのは、どんな感情か?)

2. 虐待(ニグレクト、身体的、心理的、性的) — 傷(心理的外傷を含む)を負わせる可能性をどう防ぐか?

A ○利用者を傷つける行動や行為についての経験やひやりはっとについて。(無理のない範囲で)
話 15分 討論 15分+5分(報告)

B ○どういうしごとのありかた、どういう職場、どういふとりくみをめざすのか?
話 15分 討論 15分+5分(報告)

<1を考えるにあたって>

○1970年代から2020年にいたる障害者福祉における歴史的な激動

1970年ごろから 施設を飛び出し、学生ボランティアの介護で自立生活をはじめる重度の障害をもつひとたちの運動が
はじまる

共同作業所運動が各地ではじまる

1974年 東京都脳性麻痺者介護人派遣事業がはじまる(時間800円程度)

1979年 「そよ風のように街にでよう」創刊 — ボランティアによる重度の身体障害者の外出介護の動き (同年養護学校義務化) (*1971年からの私個人の活動の経験から... 家庭訪問でのショック、「私は障害者ではない」、ボランティアとしての自分の限界—ケア制度の重要性、重症心身障害を持つ子どもの親御さんとの経験etc.)

1980年 この頃まで、就学猶予、免除制度を口実に、重度の障害を持つ子供たちが教育を受けられなかった。(この時期に、多数の就学猶予の年長者が養護学校に—挙に入学)

1981年 国際障害者年 「障害者の完全参加と平等」という標語

1986年 京都福祉サービス協会 ホームヘルプサービスをスタート(家庭奉仕員制度)

1989年ゴールドプランで拡大へ(高齢者)

1987年 大阪で全身性障害者介護人派遣事業はじまる

1995年 京都でも全身性障害者介護人派遣事業がはじまる

このころまで、障害児者の生活や自立を支える介護は、ほとんど、家族かボランティアへ依存していた。

(*2001年 レッサーパンダ帽の青年の事件とこの年のピープルファースト北海道大会—知的障害と差別—能力主義、「自立信仰」の社会に対するスタンスの大切さ cf. 2008~山本譲司の仕事)

2003年 支援費制度はじまる(2000年 介護保険制度がはじまる)

2006年 障害者自立支援法

☆障害者虐待防止法 2012年

☆障害者差別解消推進法 2013年

☆障害者権利条約の締結(2007年)と批准(2014年)

☆やまゆり園事件 2016年

ここで、考えたいテーマ

「恩恵」から「権利」へという発想の変化をどこまで内面化できているのか?

手軽な解決の手段はあるのか?(タブーを作ることのこわさ)

ex. 知的障害を持つ人と支援者、医師、教師の関係

(恩恵としての福祉の感覚の残存)...スティグマとしての「障害」

* 軽度の知的障害の人の問題—「療育手帳」をとることへの抵抗(レッテルはり—

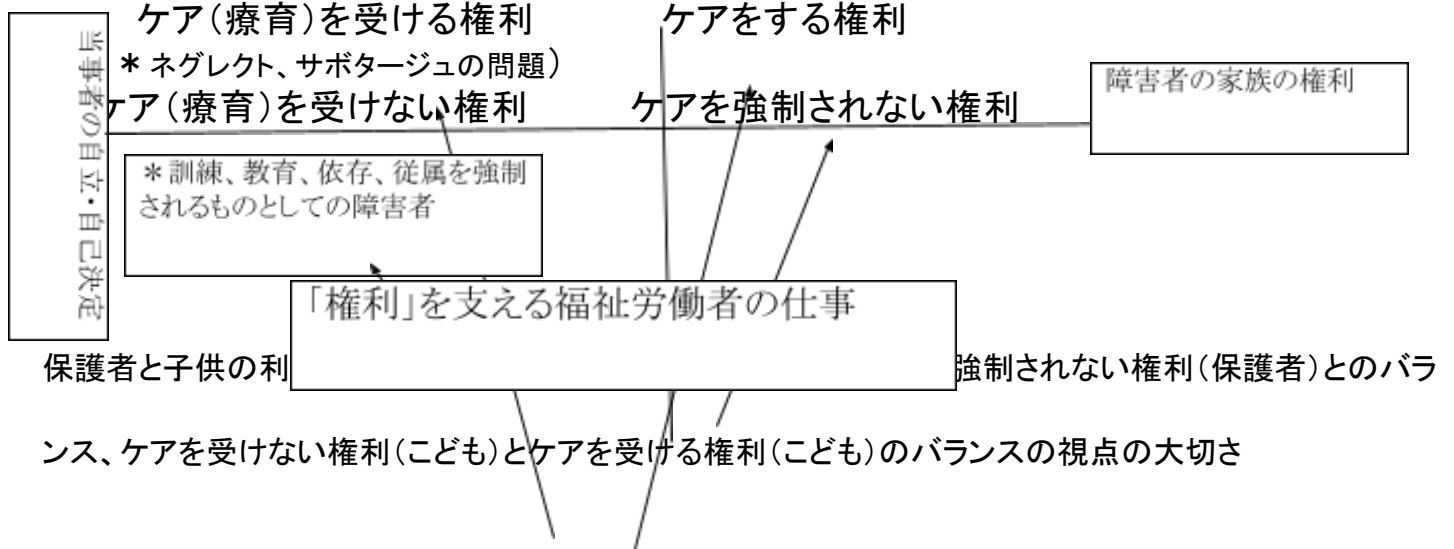
「われわれとはちがう存在としての「かれら」の意識)

→ 強者と弱者の関係を増幅する

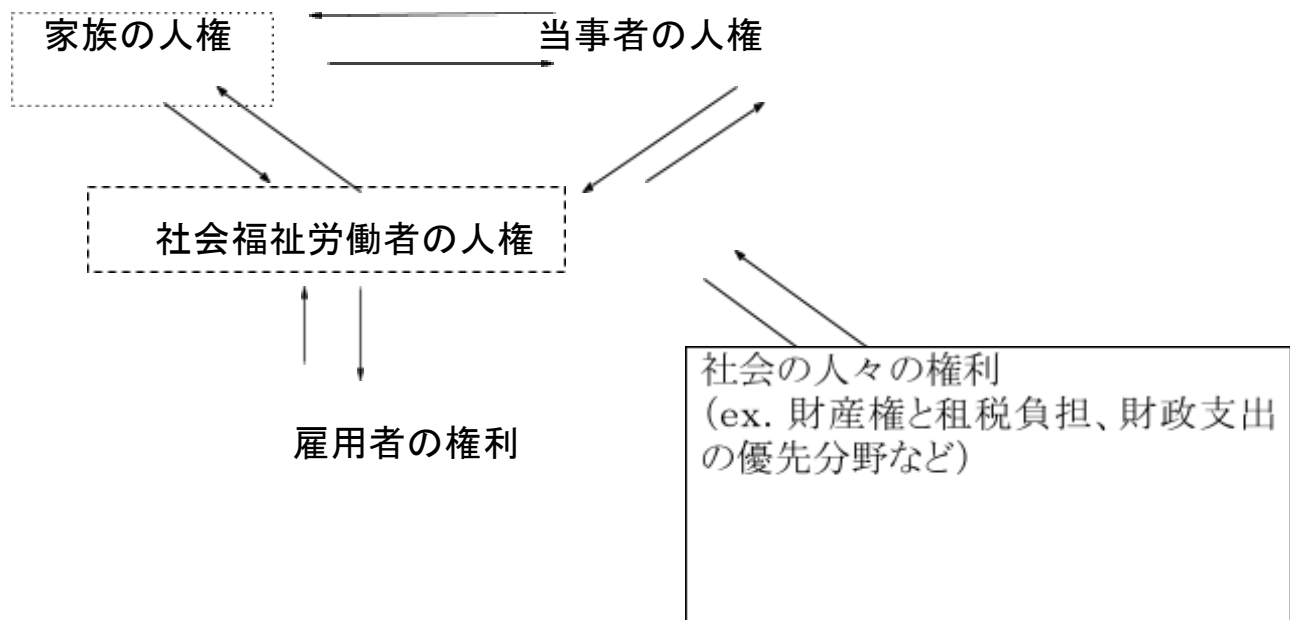
(虐待の問題に微妙にかかわる。かかわりが長くなり、ある種のなれがでてくる中で、問題が生まれ

やすい。(慣れ→無意識の露呈).....虐待事件の背景)

ヒント① 福祉労働者の役割を ケアに関する権利から考える
<ケアの権利、四領域から考えるべきこと>



(ヒント②障害者の権利についての社会的合意を作る、あるいは、ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)をすすめていく上での福祉労働者の位置—*ヒント②は、時間があれば、ふれます。)



○障害当事者やその家族の権利と社会福祉労働者の人権とが対立する可能性と協調的に動く可能性と

cf. 他者化(あの人たちは、わたしたちとは、ちがうと考えようとする)のメカニズムと福祉労働者

(他者化のしくみと差別意識のつながり→通報の難しさ)

<参考>

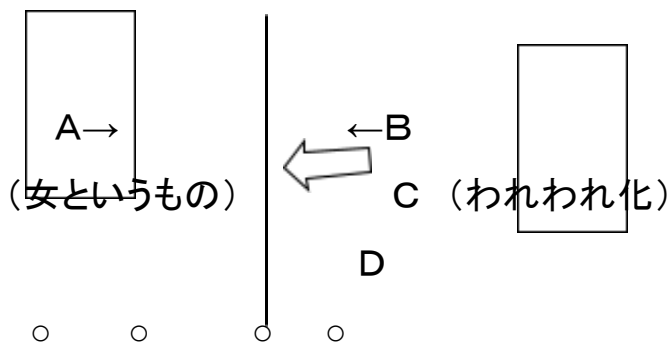
他者化(排除)としての差別

→包摂(インクルージョン)の重要性

ex. 「全く女ってのは、やだね。」「これだから障害者は、困る」

「君、君、きこえないのかね。君はつんぼじゃないだろ」

(直接、本音でぶつからない(本音とたてまえのちがい)、偏見の温存、接触をさける等の形であらわれやすい)



<2を考えるにあたって>

○私が直接、間接に経験した事例から

・深い差別意識(職場自体の病理も含む)に根差すもの—サングループ事件、大橋製作

所事件、カリタスの家事件などの犯罪行為

- ・その人の持つ特性に起因する面の大きいと思われるもの—性的な虐待、嗜癖としてのいじめ
- ・古い障害観、福祉観、教育観に起因する面の大きいもの — 拘束、体罰
—言葉による加害「5歳にもなって、治療が受けられないなんて、普通じゃないね」(条例窓口への相談から)...「ちがい」の過度の強調—「他者化」と排除
- ・障害の適切な理解が欠けることに起因するもの — パニック、自傷、他傷問題行動などへの対応における脅し、暴力、体罰(自分への攻撃に対する防御の行き過ぎの場合もありうる)
- ・内面的モラル、意欲の低下 — ニグレクト、放置など
- ・対人感情のもつれ、ストレスに起因する攻撃性の噴出—できないことに対する攻撃など(差別意識とのリンク、障害の無理解とのリンク)

○どんな時に、虐待、傷を与えることが起きやすいのか(三つの視点で考えていく必要性)

- ・自己管理 — モラル、自分を作っている文化、知識、性格、考え方や欲求の傾向(意識的水準、無意識的水準)、経験年数、身体的、精神的特性、心身の健康状態、
- ・組織管理 — 職場の特性(文化)、組織としての業務の目標設定のありかた、組織としてのモラル(士気)、職場の人間関係、職場の労働

条件、相互評価のありかた、困りごとを聞いてもらえるしくみ、外部への開放性、閉鎖性、担当制のありかた

- ・通所者との関係の管理 — 関係の密度、関係の長さ、距離感、通所者の「障害」の理解や対処の困難さの程度、相性、保護者との関係(どこまでオープンにしているか)

<虐待を防ぐために>

- 1 人間的なかわりの喜びを大切にできるような支援のあり方(楽しさ—成長の喜びと共に在ることの喜び)← →仕事の意義に対する誇り、やりがい
- 2 開放性 ...密室化を防ぐ(⇒とりわけ、言葉で訴えられない人の困難さ) (いろいろな人の視点、判断をとりいれるチャンスを)
...虐待防止法における、通報義務の意味
- 3 感覚の鈍麻、慣れ、「やむをえない」という感覚のこわさ
(ex. 身体拘束、パニック、自傷、他傷などを、力で制止する、言葉の脅しによって相手の行動をコントロールする)...「障害」の正しい理解と対応についての点検
②と③⇒難しいケースについて、ヒヤリハットも含め、支援のしかたについてのオープンな討議の必要性(ケース検討...専門家などの第三者も交えた場の必要性)→(* 支援者が、保護者や当事者によって傷をうける例もありうる...特に冷静でオープンな議論の場の必要性)...難しいケース、障害が重度な利用者が排除される危険性。
- 4 職員自身の過労、ストレスなどの管理(職場の人間関係の課題)
⇒いらいら、ネグレクト、放置、攻撃性
- 5 心理的な関係のかたよりやこじれへの注意(距離をとった対応の大切さ、意味)→利用者と支援者の個性、特性への配慮、関係の長期化のメリットとデメリット (関係の質を点検する必要...冷静で対等な人間関係といえるか?)(ことば使い...判断材料)
- 6 構造的背景
(構造的弱者...「重い障害」「支援の不足、代替サービスの欠如」、深いレベルでの偏見、差別)

また、支援者、加害者自体が、困難をかかえている可能性もある。

cf. ヒント

○障害を持つ子供とのかかわり と 障害を持つ人とかかわりのちがい、

つなげて考える視点、つなげない視点、年齢、障害のあり方によって、微妙にかわる、関係の質

⇒それに対応した手立て、気持ちの必要性。

○子どもとのかかわりの楽な面、楽しさと危険

無条件の愛着(かわいさ)、変わっていく(成長)ことの喜び

(障害を持つ人と自分との対等な関係とは、何か？に直面せずにすむところ)

⇒盲点がある危険、子供の主体性、権利主体としての側面に鈍感になる、かわいげのない子供、反論、

反抗に対して、むきになる。能力主義的、発達至上主義的落とし穴。この子のためだから……。体罰との

共通性、絶対的な力の差。

教育 と 福祉 成長 と 共にあること

(それぞれのよさと危険な面)